

## V 事業所運営に係る留意事項

### 3 障害者虐待の防止について

(別紙「障害者虐待の防止について」を必ずご覧ください。)

栃木県では平成 29(2017)年度に県内の障害者福祉施設において、障害・暴行事件が発生したことから、障害者福祉施設従業者等による虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

指定事業者においては、虐待の未然防止のため、運営基準に定める虐待防止に係る取組を必ず実施するとともに、虐待を発見した場合、必ず被虐待者の支給決定を行っている市町村へ通報するようお願いします。

なお、障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、生命又は身体に重大な危険が生じているかどうかに関わらず、速やかに市町村への通報を行うこととされており、疑いの段階での積極的な通報が求められています。